

介護保険料の軽減強化（低所得者対策）

介護保険課

○国の動き（介護保険法施行令の一部改正）にあわせて、介護保険料の軽減強化を実施。

○10月からの消費税の増税（10%への引き上げ）対策

[令和元年6月議会で可決]

低所得者（住民税非課税世帯の方）		
第1段階	第2段階	第3段階
【更なる軽減】 （令和元年度から） ●年額 23,400円 ⇒19,000円 ▲4,400円 ●負担割合 (0.40) ⇒ (0.325) (▲0.075)	【新たな軽減】 （令和元年度から） ●年額 38,000円 ⇒ 30,700円 ●負担割合 (0.65) ⇒ (0.525)	【新たな軽減】 （令和元年度から） ●年額 43,900円 ⇒ 42,400円 ●負担割合 (0.75) ⇒ (0.725)
【一部実施済】 （平成27年度から） ●年額 26,300円⇒23,400円 ▲2,900円 ●負担割合 (0.45) ⇒ (0.40) (▲0.05)		
▲7,300円 (▲0.125)	▲7,300円 (▲0.125)	▲1,500円 (▲0.025)
介護保険料 55.2億円 ⇒ 53.7億円 (▲1.5億円)		